

海老名市環境基本条例【抜粋】

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを旨として、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、積極的に推進されなければならない。